

— いよいよ導入！ 2019年10月スタート —

事業者のみならず
準備はお済ですか？

消費税の軽減税率制度 説明会のご案内

消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関する制度です

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。同時に、消費税の軽減税率制度が実施され、消費税の税率は軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。



軽減税率制度への対応には事前準備が必要です!!!



帳簿・請求書・レシート等を税率ごとに区分して記載する必要があります。

飲食料品の販売がない事業についても、飲食料品等の購入がある場合、対応が必要です！

レジや受発注・請求書管理システム等の導入や改修等が必要になることがあります。

システムの改修を行う際にその経費の一部を補修する「軽減税率対策補助金」の制度があります！

説明会では制度のポイントや事前準備、補助金等について分かりやすく説明致します

テーマ	消費税軽減税率概要及び軽減税率対策補助金
開催日時	令和元年8月21日（水）14:00~16:00
開催場所	志免町総合福祉施設シーメイト2F 研修室
講師	香椎税務署
参加費	無料
定員	50名様



説明会へのお申込は、志免町商工会 FAX935-1349 までお申込下さい。

<受講申込書> (切り取らずにA4サイズのまま送付して下さい)

令和元年 月 日

事業所 名称	フリガナ		代表者 氏名	フリガナ	
事業所 所在地	〒 ー			TEL	
				FAX	
業種	主な 取扱品		会員 区分	イ、 _____ 商工会会員	
				□ 非会員	
受講者 ①氏名	フリガナ		受講者② 氏名	フリガナ	